

少額投資非課税制度（NISA）のご案内

公募株式投資信託の収益分配金や換金時の譲渡益等が非課税になる制度です。

<NISA の概要※>

※つみたてNISAを選択される場合は下記と異なる取扱いとなります。
つみたてNISA用のパンフレットを御覧ください。

非課税の対象	NISA 口座内の公募株式投資信託の収益分配金や譲渡益など
口座開設者	居住者等（その年の1月1日において満20歳以上の個人）
非課税投資額	合計で年120万円が上限（未使用枠の翌年以降の繰越しは不可）
非課税投資総額	最大600万円（120万円×5年）
各非課税管理勘定※の非課税期間	最長5年間 途中換金は自由（換金部分枠の再利用は不可）
口座開設	各年ごとに1金融機関において1人1口座の開設が可能 ・同一の勘定設定期間であっても勘定を設定する金融機関を変更することができる ・同一の勘定設定期間であっても、非課税口座を廃止した後に、非課税口座を再開設することができる <u>・同一年中に、NISA（非課税管理勘定）とつみたてNISA（累積投資勘定）を同時に利用することはできません</u>
NISA 口座開設可能期間 （勘定設定期間）	第1期：平成26年1月1日～平成29年12月31日 第2期：平成30年1月1日～平成35年12月31日

※NISA 口座には、毎年1月1日（年の途中でNISA 口座の開設が行われた場合には、NISA 口座開設日）に非課税管理勘定という勘定が設けられます。たとえば、平成30年にNISA 口座を開設した場合、変更等しなければ、平成30年から35年の間（この期間のことを「勘定設定期間」といいます）、この口座に非課税管理勘定が設けられます。

<参考：非課税管理勘定を設定する金融機関を変更する場合>



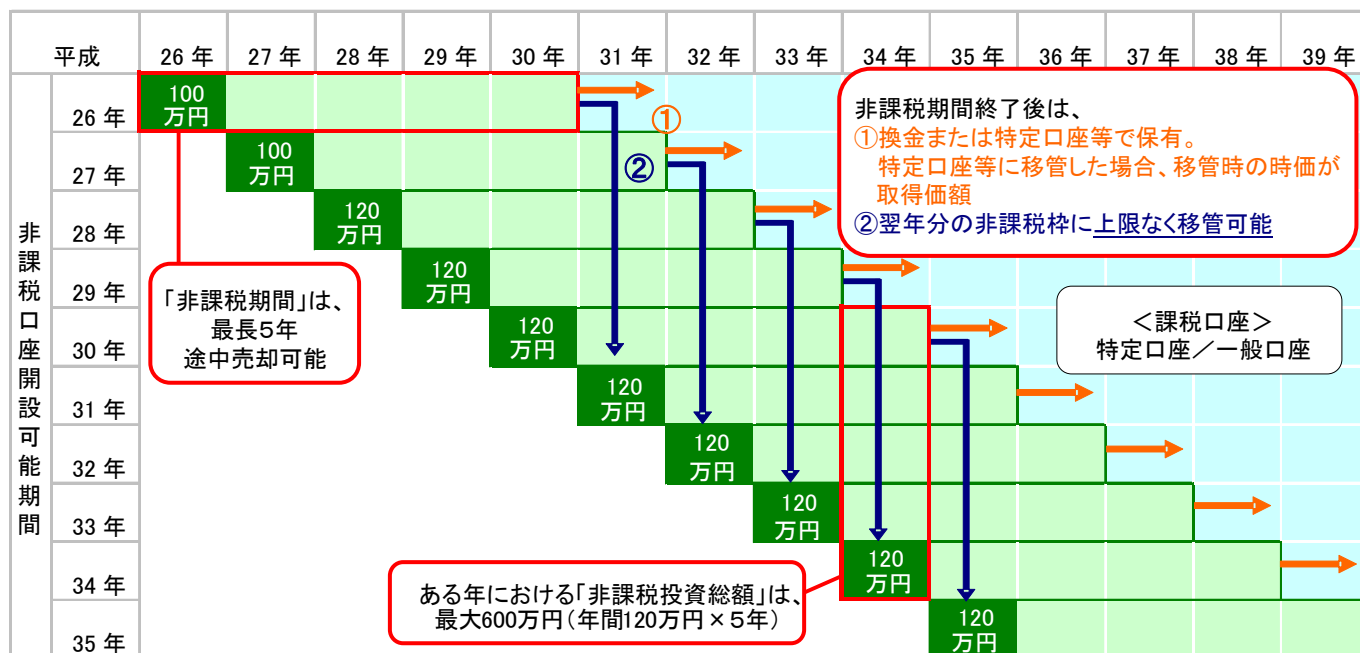
※変更しようとする年の前年10月1日から当年9月30日までに手続きをする必要があります。

※変更しても、変更前金融機関のNISA 口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れられている上場株式等を変更後金融機関に開設したNISA 口座に移管することはできません。

<NISA の留意事項>

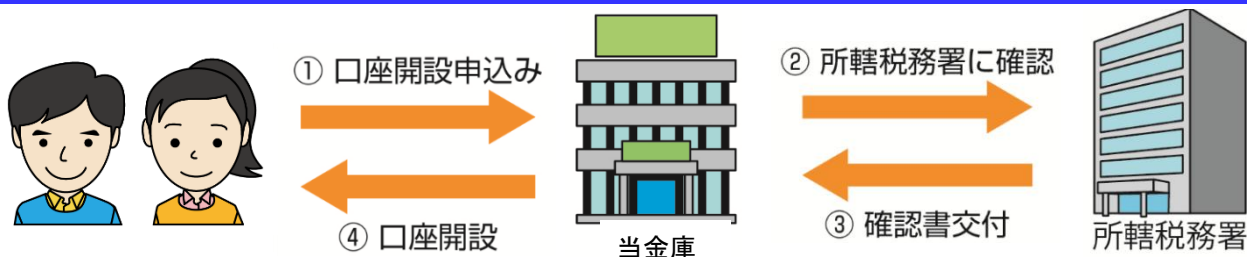
- 当金庫のNISA 口座に設けられる非課税管理勘定に受入れできるのは、当金庫取扱いの公募株式投資信託だけです。上場株式の受入れはできません。
- NISA 口座での取引は、短期間での売買等を前提とした商品には適しません。
- 追加型株式投資信託の収益分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISA 口座における制度上のメリットを享受することはできません。
- NISA 口座内の取引で損失が発生しても、他の株式等の譲渡益との損益の通算や上場株式等の配当等との損益通算、損失の繰越控除ができません。

＜NISA のイメージ＞



* 非課税投資額：年間 120 万円（平成 27 年分以前は 100 万円）

NISA 口座開設の流れ



- ① 口座開設申込み 「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」を提出いただきます。
- ② 所轄税務署に確認 所轄税務署にて申請内容の確認が行われます。
- ③ 確認書交付 所轄税務署の確認が終了すると、当金庫へ「非課税適用確認書」が交付されます。
- ④ 口座開設 当金庫にて、NISA 口座を開設します。

＜口座開設に必要なもの＞

お届出印、個人番号を確認することができる書類（個人番号カード、通知カードと運転免許証や健康保険証などの身元確認書類等）、「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」

*既に個人番号をお届けいただいております、お届けいただいた時点よりお名前、おところ、個人番号に変更がない場合は、改めて「個人番号提供書」をご提出いただく必要はありません

※当金庫でNISA 口座を開設済みのお客さまで、平成 30 年からつみたて NISA をご希望のお客さまは、お手続きが必要となりますので、お近くの支店へご相談ください。

- 当金庫で取扱う NISA 口座開設に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。
- 当資料の記載内容は、平成 29 年度税制改正の内容を反映した内容ですが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。また今後の税制改正等により、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。
- 当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 具体的な税法上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

＜問い合わせ先＞

西中国信用金庫 資金証券部
TEL 083 - 223 - 4935